

会津大学宮崎敏明理事長兼学長の研究活動における不正行為調査結果

1 調査に至った経緯

2022.3.4 宮崎敏明理事長兼学長から自己盗用の疑いがある論文が12報あるとの自己申告があり、予備調査を開始

2022.4.19 予備調査の結果により本調査の実施を決定し、調査委員会を設置

《参考》

2022.2.3 今回告発のあった論文以外の論文4報について、不正行為（引用の不備による自己盗用）があったと認定、公表

2 調査

(1) 調査体制

委員長（学外委員） 土井 美和子 国立研究開発法人 情報通信研究機構 監事
副委員長（学内委員） BEN ABDALLAH Abderazek 公立大学法人会津大学 理事
(コンピュータ理工学部長)

委員（学内委員） 白 寅天 会津大学コンピュータ・情報システム学専攻長

委員（学外委員） 小沢 喜仁 福島大学 名誉教授

委員（学外委員） 藤原 雅美 日本大学 名誉教授

委員（学外委員） 落合 秀也 東京大学大学院 情報理工学系研究科 准教授

委員（学外委員） 小池 達哉 会津鶴城法律事務所 弁護士

(2) 調査期間

2022年5月16日～2023年2月13日

(不服申立てに対する再調査)

2023年3月17日～2023年4月26日

(3) 調査対象論文

自己申告以外に同様の論文がないか調査するため、宮崎敏明教授（論文投稿時）が、2005年4月の会津大学着任以降発表した以下に該当する論文を対象とし、合計54報を調査した。

① 筆頭著者となっている論文

② 責任著者となっている、指導学生が筆頭著者の論文

③ 他の研究者が筆頭著者であるが宮崎教授の研究テーマに密接に関連する論文

なお、自己申告のあった12報の論文のうち、会津大学着任前の5報については、当時所属していた研究機関と協議の結果、調査が困難であるため調査対象外とした（これ以外の7報は上記54報に含まれる。）。

3 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

二重投稿4報、自己盗用4報（*）

なお、上記以外の調査対象論文は調査の結果、不正行為は認められなかった。

* 自己の先行論文からの引用に不備がある論文を「自己盗用」と認定。また、同じく自

己の先行論文からの引用に不備があり、かつ先行論文と比較して新規性が認められない論文を「二重投稿」と認定。

(2) 不正行為に係る研究者

宮崎敏明教授（論文投稿時）

なお、共著者については、その役割分担を確認し不正行為への関与はないと判断した。

(3) 事案の概要

①論文1 「二重投稿」

論文1は、宮崎教授が単独で執筆し、2012年に学術雑誌で発表した論文である。「ダイハードセンサネットワーク」関連研究として、それまで発表していた国際会議での発表論文3報と比較・分析した結果、章単位で先行論文と一致しているが、参考文献には掲載されていない。論文1で新たに追加された研究成果となっている部分は2つの図であるが、その説明文について注目すべきポイントはなく、補助的なものであることから、新たな研究成果として新規性があるとはいえず、先行論文3報に対する二重投稿と判断する。

②論文2 「二重投稿」

論文2は、宮崎教授が筆頭著者となり共著者5名（いずれも指導学生）と執筆し、2011年に国際学会で発表した論文である。国際会議で継続して発表している「ダイハードセンサネットワーク」関連研究であり、先行論文と比較・分析した結果、論文2は先行論文を縮小した内容となっており、新規性が認められないことから二重投稿と判断する。

論文2の責任著者は宮崎教授であり、それ以外の共著者については不正行為に関与しておらず、不正行為に関与した者は宮崎教授のみと認定する。

③論文3 「二重投稿」

論文3は、宮崎教授が筆頭著者となり共著者5名（いずれも指導学生）と執筆し、2011年に国際学会で発表した論文である。国際会議で継続して発表している「ダイハードセンサネットワーク」関連研究であり、先行論文4報と比較・分析した結果、論文3は先行論文4報の記述を結合した内容となっており、新規性が認められないことから、先行論文4報に対する二重投稿と判断する。

論文3の責任著者は宮崎教授であり、それ以外の共著者については不正行為に関与しておらず、不正行為に関与した者は宮崎教授のみと認定する。

④論文4 「二重投稿」

論文4は、指導修士学生が筆頭著者であり、宮崎教授が共著者となり、2008年に国際学会で発表した論文である。2007年に発表された先行論文と比較・分析した結果、一部の図等に違いは見受けられるが、最初から最後まで内容に実質的な差異がほとんど見受けられないことから、二重投稿と判断する。

認定にあたっては、筆頭著者が学生であること及び共著者の役割を確認した結果に基づき、責任著者である宮崎教授のみと認定する。

⑤論文5 「自己盗用」

論文5は、宮崎教授が筆頭著者となり共著者7名と執筆し、2016年に学術雑誌で発表した論文である。国際会議で継続して発表している「要求駆動型センサネ

ットワーク」の関連研究であり、先行論文2報と比較・分析した結果、論文5は先行論文に対し、それぞれ新たな研究成果が加えられており新規性が認められるが、abstract、conclusion がほぼ同一であり、複数の図表が一致しているが参考文献に掲載しておらず、適切な引用が付されていないことから、先行論文に対する引用の不備による自己盗用と判断する。

責任著者は宮崎教授であり、それ以外の共著者については不正行為に関与しておらず、不正行為に関与した者は宮崎教授のみと認定する。

⑥論文6 「自己盗用」

論文6は、宮崎教授が筆頭著者となり共著者5名と執筆し、2015年に国際学会で発表した論文である。国際会議で継続して発表している「要求駆動型センサネットワーク」の関連研究であり、先行論文2報と比較・分析した結果、新出の内容があるが、先行論文の複数の図表が適切な引用が付されないまま使用されており、先行論文に対する引用の不備による自己盗用と判断する。

責任著者は宮崎教授であり、それ以外の共著者については不正行為に関与しておらず、不正行為に関与した者は宮崎教授のみと認定する。

⑦論文7 「自己盗用」

論文7は、宮崎教授が筆頭著者となり共著者6名と執筆し、2014年に国際学会で発表した論文である。「要求駆動型センサネットワーク」関連研究としてそれまで発表していた国際会議での論文と比較・分析した結果、新規性があるが、先行論文の記述を適切に引用していないことから、先行論文に対する引用の不備による自己盗用と判断する。

責任著者は宮崎教授であり、それ以外の共著者については不正行為に関与しておらず、不正行為に関与した者は宮崎教授のみと認定する。

⑧論文8 「自己盗用」

論文8は、宮崎教授が筆頭著者となり共著者（指導修士学生）と執筆し、2010年に国際学会で発表した論文である。「ダイハードセンサネットワーク」関連研究として、先行論文と比較・分析した結果、ユニークな貢献はあるため新規性はあるが、先行論文からの適切な引用が付されておらず、参考文献として先行論文が適切に参照されていないことから、先行論文に対する引用の不備による自己盗用と判断する。

責任著者は宮崎教授であり、共著者については不正行為に関与しておらず、不正行為に関与した者は宮崎教授のみと認定する。

4 不服申立て及び再調査

2023年2月14日 被告発者への調査結果通知

2月27日 被告発者からの不服申立て

- ・5件の二重投稿認定を不当とし、認定の撤回を要求。
- ・2件の自己盗用認定について、報告書表現の修正を要求。
- ・前回調査の経過に関する報告書表現の修正を要求。

3月17日 調査委員会を開催し、不服申立てへの対応について審議

- ・二重投稿認定の撤回要求のうち1件について、再調査実施を決定。
残り4件については却下。
 - ・報告書表現の修正について、要求を認めることを決定。
- 4月12日 調査委員会を開催し、再調査について審議
- ・新出事項を評価し、認定内容を二重投稿から自己盗用に変更。
- 4月26日 再調査結果を踏まえた調査報告書の決定

5 本学が行う措置等

二重投稿と認定した論文については、2023年5月31日に取下げを勧告した。引用の不備による自己盗用と認定した論文については、同日、訂正を勧告した。

6 不正行為の発生要因

○ 二重投稿及び自己盗用について

2005年4月会津大学着任以降の宮崎教授の論文54報を調査したところ、今回の調査で8報、前回の調査で4報、合わせて12報の論文に二重投稿または自己盗用が判明した。

宮崎教授は、システム開発論文について先行論文から共通しているシステム部分を説明する際に、同じ文章や図表を引用の記載がなく再利用しても自己盗用には当たらず、また、引用の記載がなくとも一定程度の差分を加えれば二重投稿にも当たらないとの認識をもっていた。これらは、次の要因によるものと思われる。

- ① 特許を取得してから論文を執筆するというスタイルを基本とし、出願した特許が認められれば公知の技術となることから、それを周知するため繰り返し発表すべきとの自らの考えの下、その手段として論文を活用していたこと。
- ② 論文の投稿規程、出版社のマニュアル・ポリシー等の確認を怠ったこと。

宮崎教授は2006年の文部科学省の研究不正防止ガイドライン制定、2014年の同ガイドライン改正等、研究不正に関する考え方の変遷に注意を払わず、それぞれの論文投稿時にその都度確認すべき投稿規程等の確認を怠り、「二重投稿」、「自己盗用」となる論文を投稿し、公知の技術は引用なしに再利用しても構わないといいながら、論文のどの部分が公知の技術かを明示せず、特許の存在にも触れずに、先行論文との比較なしではその論文の新規性が図れない論文の執筆は、故意性は認められないが、研究者としてわきまえるべき研究倫理の基本的な注意義務が欠如していたと言わざるを得ない。

※ オーサーシップ（指導学生）の取り扱いについて

宮崎教授の指導学生に対するオーサーシップの考え方については、自らの配下であり、対等に議論できる立場でないことから、在学中の学生のデータや研究成果は自分のものといった認識を持っていた、という発言のほか、論文1（二重投稿）では、卒業した学生と連絡をとることが困難であるとの理由で謝辞に記載し単著で投稿していることが確認できた。

論文1のオーサーシップについては論文投稿時に共著者に関する明確な規程が当大学に存在しなかったため、論文投稿先の共著者に関する投稿規程を確認し、共著者の要件を満たさないことが確認された。しかし、共著者に含めないという判断を、卒業した学生と連絡が取れないことによって決定した点は軽率であったと思われる。なお、他の論文では指導学生に対するこのような取り扱いはなかった。

7 再発防止策

前回調査（2022年2月公表）により講じた再発防止策について、2022年4月より順次実施しているところであり、各対策の有効性を検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていく。

《前回調査により講じた再発防止策》

- 不正防止規程の見直し
捏造・改ざん・盗用以外の自己盗用や二重投稿などを具体的に類型化して規定することや、研究倫理教育の実効性を担保するための規定を追加するなどの改正を行う。
- 研究倫理教育の充実
不正行為の具体的な内容について、研究者（学生も含む）が十分に理解できるような研究倫理教育を行う。また、論文投稿時の剽窃チェックツールの導入など、共著者間でより丁寧なチェックを行えるような仕組みを構築する。
- 最新の研究倫理に係る情報の学内共有
各出版社等の投稿規程等の動向、投稿時におけるトラブル事例、研究不正事例など、最新の研究倫理に係る情報を学内で共有できるような仕組みを構築する。